

太田市不妊治療費助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、不妊治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減し、もって少子化対策の推進を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不妊治療 群馬県が指定する医療機関で行う体外受精又は顕微授精による不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）及び特定不妊治療以外の不妊治療（以下「その他の不妊治療」という。）をいう。

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

イ 健康保険法(大正11年法律第70号)

ウ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

オ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(3) 自己負担額 不妊治療に要した費用から医療保険各法に規定する保険給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額をいう。

(受給資格)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

(1) 婚姻の届出をしている夫婦で、子どもをもうけるために医師による不妊治療を行っていること。

(2) 太田市に居住し、第5条に規定する助成金の交付申請をする日の1年以上前から引き続き本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票に登録されていること。

(3) 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額等は、次のとおりとする。

(1) 特定不妊治療 一の継続した特定不妊治療に係る費用として支

払った自己負担額（群馬県特定不妊治療費助成事業による特定不妊治療に係る助成（以下「県助成」という。）を受けている場合にあっては、当該助成を受けている額を減じた額）を、1回の治療につき10万円まで、1年度当たり2回を限度として、5年度分に限り同一の夫婦に対して助成するものとする。

- (2) その他の不妊治療 一の継続したその他の不妊治療に係る費用として支払った自己負担額を、1年度当たり3万円を限度として、5年度分に限り同一の夫婦に対して助成するものとする。

（助成金の認定交付申請）

第5条 助成金を受けようとする者は、不妊治療費助成金認定交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、第1号の書類については、還付の請求をすることができる。

- (1) 不妊治療費の領収書
- (2) 保険証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する助成金の申請は、特定不妊治療にあっては一の継続した特定不妊治療の終了の日（県助成を受ける場合にあっては、当該助成に係る承認決定の日）の属する年度の3月31日まで、その他の不妊治療にあってはその他の不妊治療を受けた日の属する年度の3月31日までとする。ただし、やむをえない事情があるときは、この限りではない。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定により提出された書類を確認し、適正であると認められるときは、助成金を交付するものとする。

（不妊治療費助成金支給原簿）

第7条 市長は、不妊治療費助成金支給原簿（様式第3号）を備え、助成金の受給者及びその支給状況を明らかにしておかなければならない。

（助成金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、期限を定めて、その交付を受けた助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条から第 5 条までの規定は、この規則の施行の日以後の不妊治療について適用し、同日前の不妊治療については、なお従前の例による。

3 改正前の太田市不妊治療費助成金交付規則の規定により不妊治療に係る費用の助成を受けている者に対する改正後の第 4 条第 2 号の適用については、同号の規定にかかわらず、5 年度分から既に不妊治療に係る費用の助成を受けている年度分を減じた年度分を上限として不妊治療に係る費用を助成する。